

# 一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年2月7日

長野県住宅供給公社

理事長 関 昇一郎

記

## 1 工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

- (1) 工事（業務）名 令和7年度 県営住宅（長野）柳町団地防災管理業務
- (2) 工事（業務）箇所 長野市三輪
- (3) 工事（業務）内容 県営住宅高層棟に設置されている警報盤からの異常を監視し、関係機関に通報すると共に現地確認を行う。
- (4) 工事（委託）期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課  
電話 026-227-4322
- (6) 入札の効力等
  - ア 本件入札は、その契約に係る予算が長野県議会2月定例会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、入札の効力が生じるものとする。
  - イ 本件の入札予定日は、令和7年度予算成立日の翌日以降とするため、変更となる場合があるものとする。

## 2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

### (1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
②	長野県の競争入札参加資格を有する者であること。
③	長野県が定めた「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」第2に基づく競争入札参加資格停止措置を受けていないこと。
④	営業品目区分 「その他の業務」のうち「警備」
⑤	等級区分 A、B
⑥	同種業務の実績又は専門性の有無に関する要件 過去2年間に延床面積3,000㎡以上の建物で国又は地方公共団体と同種の業務委託契約を2回以上誠実に履行した実績のある者。
⑦	営業所の所在地に関する要件 長野県内に本店又は営業所が所在すること。
⑧	その他 警備業法第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同第9条の規定による届出を同公安委員会に行った者。

## 3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等いう。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請等の提出は次のとおりとする。

### ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）
2. 施工実績（令和5年、6年）（様式2）  
元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したのものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。
3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）
4. 入札参加にかかる説明書（様式4）
5. 競争入札参加資格確認通知書の写し
6. 警備業認定証の写し
7. 郵便封筒（確認結果通知返送用）  
あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

- (3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。  
なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和7年2月13日 から 令和7年2月19日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

- (4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

#### 4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和7年2月27日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

#### 5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

## 6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

- ア 入札日時 令和7年3月12日 11時40分
- イ 入札場所 長野市大字南長野南県町1003-1  
長野県住宅供給公社 1階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

- ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。
- イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

## 7 設計図書等

(1) 設計書（金抜き）、設計図面、仕様書、現場説明書、条件明示書、各種計算書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式5）により次のとおり受け付けるものとする。

- ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
- イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
- ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に知らせる。

## 8 入札の執行

(1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

(2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

(3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。

(7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

## 9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定してない。

## 10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった契約希望金額（入札書に記載する金額（見積もった総額の110分の100に相当する金額）ではないので注意すること。）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
  - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
  - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
  - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
    - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
    - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
  - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

## 12 契約書（案）、及び入札心得並びに低入札価格調査制度事務処理要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」を公社ホームページに掲示する。

## 13 契約の時期

本件契約については、4月1日付とする。

#### 14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 前払いは、行わない。
- (2) 業務委託料の支払い方法及び時期は、契約書（案）による。

#### 15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に競争入札心得第13条(A)の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約額が、100万円未満の業務については、競争入札心得第13条(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の設計金額が500万円未満の業務において、競争入札心得第13条(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 16 火災保険等付保の要否

火災保険の付保は要しない。

#### 17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格等があると確認された者であって、確認後、指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止中である者等、2に掲げる要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 記名、押印のない入札書
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (10) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

#### 18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式1

# 一般競争参加資格等確認申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社  
理事長 関 昇一郎 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩  
(権限を有する営業所長等が提出  
する場合は当該所長の氏名)  
担当者氏名 ⑩  
電話番号  
FAX番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和7年2月7日
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（長野）柳町団地防災管理業務

## 施工実績（令和5年、6年）

会社名： \_\_\_\_\_

	項目 \ NO	1	2	3
工事 (業務) 名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %
	備 考			

**入札保証金納付の免除を希望する者**は、過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について2件以上記載すること。

- ① 「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ② 「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。



## 配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： \_\_\_\_\_

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事  ( 業 務 )  経 験	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		

## 入札参加に係る説明書

長野県住宅供給公社  
 理事長 関 昇一郎 様

令和7年度 県営住宅（長野）柳町団地防災管理業務の入札参加にあたり、入札説明書に規定する  
 内容については下記のとおりです。

これらの事項は事実と相違ありません。

住 所  
 名 称  
 代表者

印

1長野県入札参加資格者登録番号（格付）				
2本業務履行に係る営業拠点  （住所）    （電話番号）				
3警備業法上の認定、届出状況等				
警備業法第4条関係	認定書の写し添付			
警備業法第5条関係	届出書の写しがある場合は添付			
警備業法第11条第4項関係	届出書の写しがある場合は添付			
警備業法第40条関係 に規定される即応体 制の状況	本業務に係る警備 員の配置人数			
	待機所の設置場所 （位置図添付）			
	車両の配置			
	その他装備			
5実績証明書以外の契約状況  （元請業務に限る）	施設名称	延床面積	業務内容	通算年数

# 質 問 書

提出日：令和      年      月      日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年2月7日	
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（長野）柳町団地防災管理業務	
工事（業務）箇所	長野市三輪	
質問書提出者	住            所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回      答	
----------	--

## 県営住宅柳町団地防災管理業務仕様書

この仕様書は、県営住宅柳町団地（以下「施設」という。）の防災管理業務の概要を示すものである。

### 1. 管理対象物件

名称 県営住宅柳町団地の1号棟から3号棟及び5号棟から10号棟まで  
所在地 長野市三輪

### 2. 管理業務内容

施設に設置されている警報盤からの異常を常時監視し、早期発見に努め関係機関に通報する。

### 3. 管理の方法

警報システムの異常を常時監視し、関係機関に通報する。

### 4. 管理業務の内容

#### (1) 機械監視をする内容

- ア 自動火災報知器による異常の監視業務及び作動時の消防署又は消防設備点検業者への通報
- イ ガス漏れ警報器による異常の監視業務及び作動時のガス供給者への通報
- ウ 受水槽満減水警報器による異常の監視業務及び作動時の給水ポンプ点検業者への通報
- エ エレベーター警報器による異常の監視業務及び作動時の保守点検業者への通報

#### (2) 機械監視の方法

- ア 受注者は、(1)に掲げる事項を監視できる機器を配置し、NTT回線により受注者の監視所に接続し監視する。ただし、発注者が管理する監視設備を利用することができる。
- イ 受注者は、設置した機器が常に正常に作動するように維持しておかなければならない。
- ウ 受注者は、異常事態受信時において、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ状況確認をするとともに、関係機関へ連絡し防火戸の復旧、警報器のエラー解除(誤報の場合)等の作業をする。

### 5. 鍵の貸与及び保管

発注者は、監視のために必要となる施設の鍵類を受注者に貸与する。受注者は、貸与を受けた鍵類の保管を適正に行い、契約解除等により不要になった時は受注者に返還しなければならない。

### 6. 記録及び報告

- (1) 受注者は、4(1)に示す監視の概要を所定の日誌に記録し、発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、毎月4(1)に示す業務の実施状況について、防災管理委託業務報告1(様式第1号)により、翌月5日までに発注者に報告しなければならない。ただし、3月の業務については、3月31日までに報告しなければならない。
- (3) 受注者は、毎四半期ごとに4(1)に示す業務の実施状況について、防災管理委託業務報告2(様式第2号)により、当該四半期が終了する翌月5日までに発注者に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、3月31日までに報告しなければならない。

### 7. 秘密の保持

受注者及び受注者の従業員は、警備上で知り得た発注者の秘密事項を他に漏らしてはならない。

### 8. 機械監視機器の設置

受注者は4に掲げる機械監視機器を設置する場合は、機械監視機器設置計画書を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

9. その他

契約解除後受注者は、受注者の費用により取り付けした機器を取り外し、建物等の損傷部分は現状に復帰させるものとする。

(様式第1号)

**防災管理委託業務報告1**

長野県住宅供給公社 様 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

(報告者の)  
称号又は名称  
電話番号

下記のとおり報告します。

記

管理項目	異常件数	異常内容	処理内容
自動火災警報	件		
ガス漏れ警報	件		
受水槽満減水警報	件		
エレベーター警報	件		
その他	件		
合計	件		

(様式第2号)

## 防災管理委託業務報告2

長野県住宅供給公社 様

(第 四半期)

令和 年 月 日

(報告者の)  
称号又は名称  
電話番号

下記のとおり報告します。

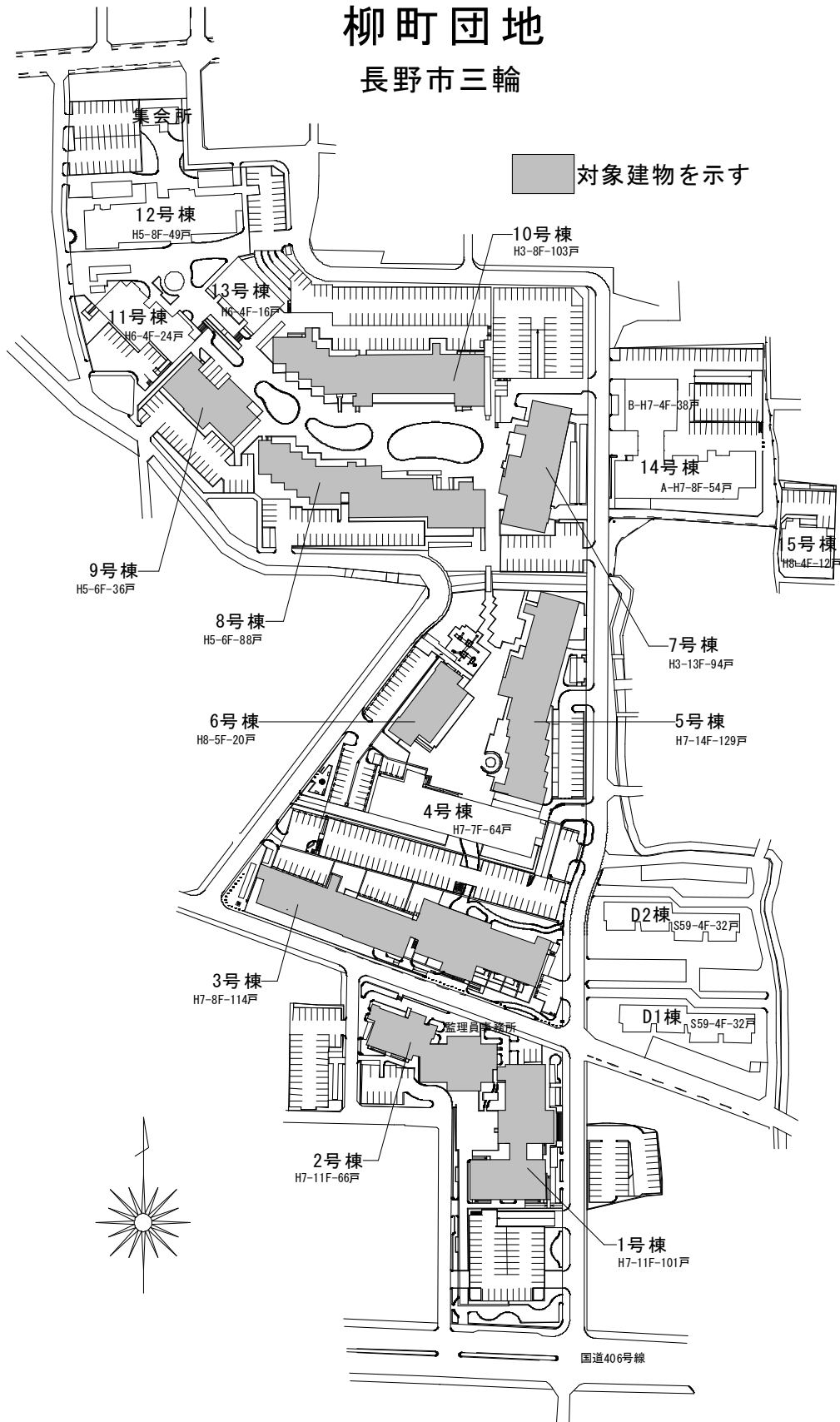
令和 年 月 ~ 令和 年 月 記

管理項目	異常件数	異常内容	処理内容
自動火災警報	月 件		
	月 件		
	月 件		
	月 件		
ガス漏れ警報	月 件		
	月 件		
	月 件		
	月 件		
受水槽減満水警報	月 件		
	月 件		
	月 件		
	月 件		
エレベーター警報	月 件		
	月 件		
	月 件		
	月 件		
その他	月 件		
	月 件		
	月 件		
	月 件		
合計	件		

(団地内案内図)

# 柳町団地

## 長野市三輪



**参考数量**

令和7年度 県営住宅(長野)  
柳町団地防災管理業務 内訳明細書

長野県住宅供給公社



1. 業 務 名 令和7年度 県営住宅(長野)  
柳町団地防災管理業務
2. 業 務 箇 所 長野市三輪
3. 業 務 概 要 県営住宅に設置されている警報盤からの異常を監視し、  
関係機関に通報する。
4. 対 象 物 件 1号棟から3号棟及び5号棟から10号棟の合計9棟

金 額 \_\_\_\_\_ 円

消 費 税 \_\_\_\_\_ 円

総 計 \_\_\_\_\_ 円

令和7年度 県営住宅(長野)柳町団地防災管理業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
A	直接人件費						
	(1ヶ月)						
	機動警備員人件費	1ヶ月	9.0	棟			
	管制本部員人件費	1ヶ月	9.0	棟			
	警備機器償却費	1ヶ月	9.0	棟			
	警備機器保守料	1ヶ月	9.0	棟			
	警備車両等維持費	1ヶ月	9.0	棟			
	一般通信費・回線管理費	1ヶ月	9.0	棟			
	( 1 ヶ 月 計 )						
	A 計	業務原価計(12ヶ月分)	12.0	月			
B	直接物品費		1.0	式			
	直 接 業 務 費	直接人件費+直接物品費					
C	業務管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	業 務 原 価	直接業務費+業務管理費					
D	一 般 管 理 費 等	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	業 務 価 格	業務原価+一般管理費					
5	消費税相当額	10%	1.0	式			
	合 計	業務価格+消費税相当額					